

— 社会保障部だより —

保険診療上の留意事項について

平成25年度個別指導（医科）における岡山県内の82保険医療機関に対し個別指導の実施（新規個別指導含む）を行い、改善を求めた指摘事項になります。

I 診療に関する事項（社会保障部だよりNO.20）及びII事務的事項と2回に渡り掲載します。
※指摘事項に並記されている数字は指摘件数（指摘した割合）を示す。

II 事務的事項

【診療報酬明細書】

- 診療報酬明細書の記載に当たっては、次の事項に留意のうえ、記載要領に従い適切に記載すること
 - ・主病の表記を行うこと（原則として主病は1つとすること） 16 (19.5%)
 - ・転帰の整理を適切に行うこと 1 (1.2%)
 - ・リンデロンDG軟膏は、二次感染を起こした疾患に対し処方する薬剤であるので、摘要欄にその旨記載することが望ましいこと 1 (1.2%)
 - ・投薬を必要とする理由を記載する場合は適確に行うこと 1 (1.2%)
 - ・人工腎臓の障害者等加算の算定に係る状態の記載を適確に行うこと 1 (1.2%)
 - ・在宅患者訪問診療料の算定に当たって「摘要」欄に当該診療を行った日を記載すること 1 (1.2%)
 - ・在宅自己注射に用いる薬剤を支給した場合は、支給日数を記載すること 2 (2.4%)
 - ・血糖自己測定値の測定回数の記載は、実測定回数を記載すること 2 (2.4%)
 - ・薬剤を処方した根拠となる傷病名の記載が漏れている例が認められたので改めること 1 (1.2%)
 - ・在宅医療の保険材料を算定する際は、「処置」欄ではなく「在宅医療」欄に記載すること 1 (1.2%)
 - ・特別養護老人ホーム等の配置医師である場合において、特別の必要があつて診療を行う際は、「摘要」欄に当該診療の必要となった理由等を記載することが望ましいこと 1 (1.2%)
 - ・診療録に記載されている傷病名を漏れなく記載すること 1 (1.2%)

【電子カルテ】

- 電子カルテの運用に当たっては、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版（平成25年10月）」を遵守すること 4 (4.8%)
 - ・自院から交付する診療情報提供書等の写しの保存については、実際に交付した文書の写し

を電子媒体等により保存すること

- 運用管理規程を策定すること
- 利用者ID及びパスワードを設定すること
- 労務不能に関する意見に係る記載欄を設定すること

【診療報酬請求】

- 在宅自己注射を実施しないこととなったにもかかわらず、在宅自己注射指導管理料及び血糖自己測定器加算を算定している例が認められたので、診療報酬請求時の確認を徹底すること 1 (1.2%)
- 診療報酬の請求に当たって、診療報酬明細書の作成誤りによる誤請求が認められたので、請求内容の確認を徹底すること（通院・在宅精神療法の実施回数） 1 (1.2%)
- 診療報酬明細書の誤作成による請求誤りの例が認められたので、診療報酬請求に当たっては、請求内容の確認を徹底すること 1 (1.2%)
 - バイエッタ皮下注の薬剤料
- 特別養護老人ホームの入所者の診療について、保険医が配置医師である場合、再診料は算定できないが、再診料を算定している例が認められたので、診療報酬請求時の確認を徹底すること 1 (1.2%)
- 診療情報提供書の交付が行われなかったにもかかわらず、診療情報提供料（I）を算定している例が認められたので、診療報酬請求に当たっては内容確認を徹底すること 1 (1.2%)
- 診療録に記載がない傷病名を診療報酬明細書に記載して保険請求をすることは、認められないこと 1 (1.2%)

【届出事項】

- 届出事項に変更があったときは、速やかに中国四国厚生局長に変更の届出を行うこと 31 (37.8%)
 - 保険医の届出（就職、退職、勤務形態の変更 常勤→非常勤）
 - 標榜診療時間
 - 標榜診療科
 - 所在地（ビルの名称）

【各種様式】

- 患者に交付する領収証について、「保険外負担」の項目が金額のみ記載する様式となっていることから、項目と金額を記載する様式に改めること 6 (7.3%)
- 処方せんの発行に当たっては、療養担当規則第23条に定める様式第二号又はこれに準じる様式を用い、その項目を具備すること 3 (3.6%)
- 入院診療計画書について、入院基本料等の施設基準等により示されている別添6「別紙2」・「別紙2-2」の様式に基づき作成すること 1 (1.2%)
- 診療情報提供書の様式は、「別紙様式11」等により必要な項目を具備した様式に改めること 1 (1.2%)

- 外出・外泊許可証の様式は、入院中の患者の管理を適切に行うために、外出・外泊の許可に当たっては、目的、外出先等を確認するため外出許可願を作成するとともに、患者には医療機関名称及び電話番号等を記載した許可証を発行すること 1 (1.2%)

【特定保険医療材料】

- プラスチックカニューレ型静脈内留置針は、おおむね24時間以上にわたって経皮的静脈確保を必要とする場合又は6歳未満の乳幼児、ショック状態若しくはショック状態に陥る危険性のある症例で翼状針による静脈確保が困難な場合に限り算定できること 1 (1.2%)
- 診療報酬に包括されている材料等は、患者から別に費用徴収することはできないこと 1 (1.2%)
- ・胃瘻用ポースチューブ

【一部負担金】

- 患者の一部負担金は、関係法令に基づき適切に受領すること従業員であっても減免することは認められないこと 8 (9.8%)
- 一部負担金受領等の管理について、日計表等により適切に管理すること 2 (2.4%)

【保険外併用療養費】

- 特別の療養環境の提供を行う場合は、病床数、特別の料金等を中国四国厚生局長に届出すること
なお、提供を行う病床数は許可病床数の5割までとすること 1 (1.2%)

【保険外負担項目】

- 処置料等に包括されている材料やサービスに係る費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないものであるので、患者から費用徴収することはできないこと 3 (3.6%)
- ・腰部固定帯、胸部固定帯、鎖骨固定帯、CM関節固定バンド、包帯、ネット、三角巾
 - ・松葉杖使用料
- 入院環境等に係るものであり、療養の給付と直接関係ないサービスとはいえないものについて、不適切な保険外負担を求めている例が認められたので、改めること 2 (2.4%)
- ・扇風機代
 - ・電気毛布代